

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月8日提出
【計算期間】	第1期（自 平成22年8月2日 至 平成23年4月20日）
【ファンド名】	生物多様性企業応援ファンド （以下「本ファンド」、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。 愛称として「生きものがたり」という名称を用いることがあります。）
【発行者名】	住信アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 平 田 誠 一
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	投信業務部長 橋 詰 廣 志
【連絡場所】	東京都中央区八重洲2丁目3番1号
【電話番号】	03-6259-3801
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組む日本企業の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

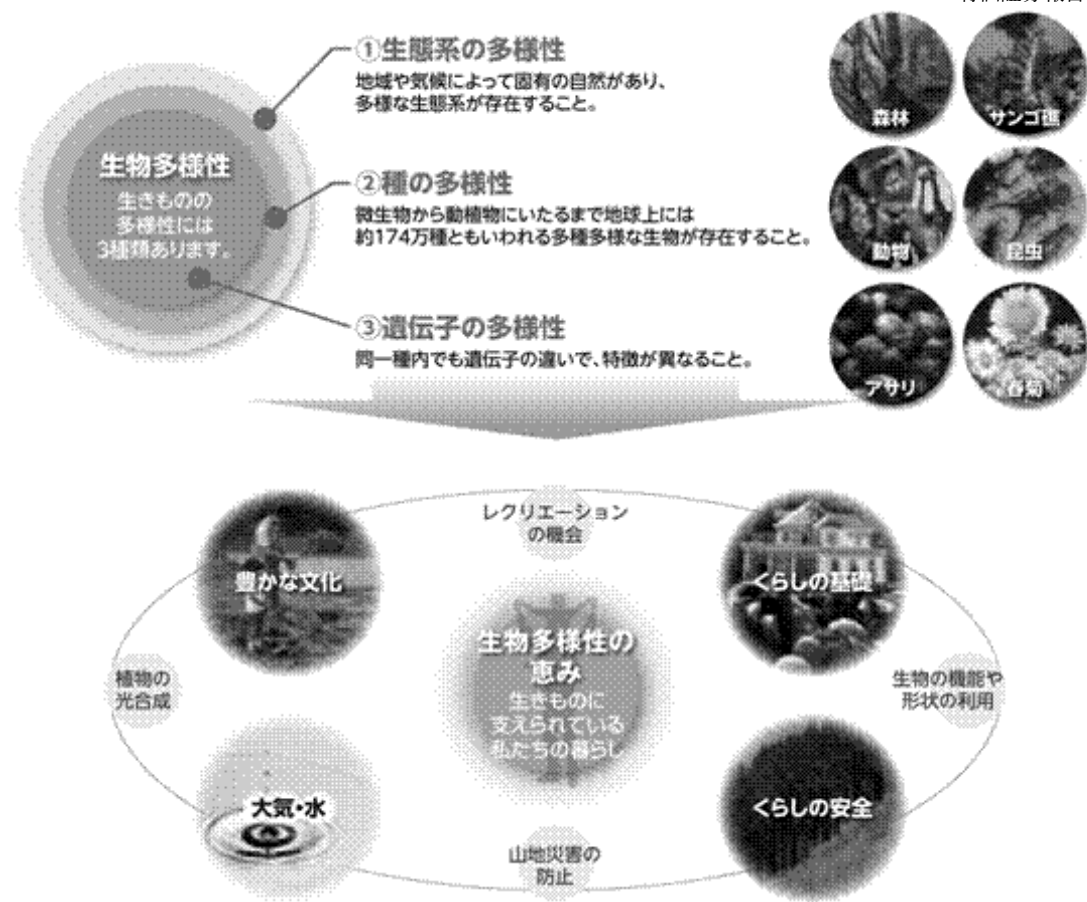
なお、信託金の限度額は、2,000億円とします。ただし、委託者は、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組む日本企業の株式に投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

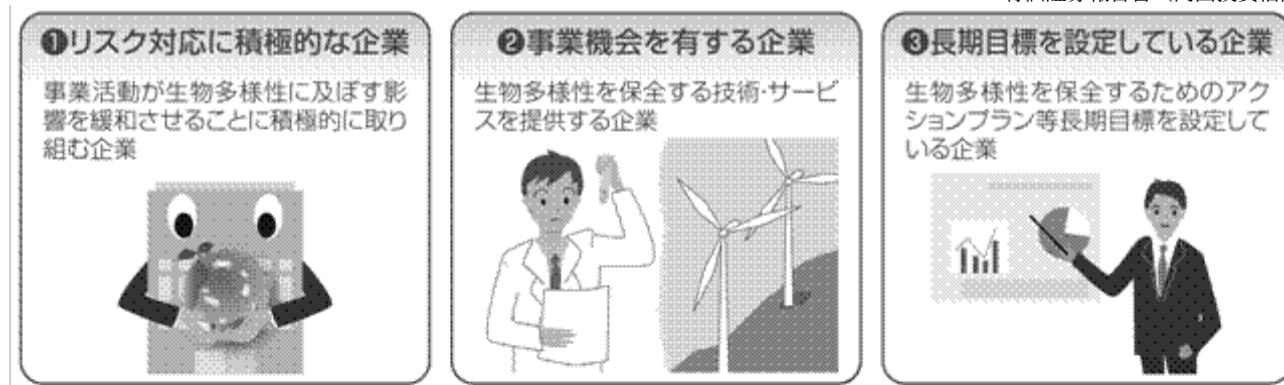
？ 生物多様性とは

生物多様性とは、地球上に生息する「多種多様な生きもの」とそれらの「つながり」のことです。地球上にさまざまな生きものが存在し、それぞれが大切な役割を担い、お互いに影響しあってバランスを保つことで生態系が健全に保たれています。生きものの種類が減ると生態系のバランスが崩れ、自然の資源が失われることにつながります。

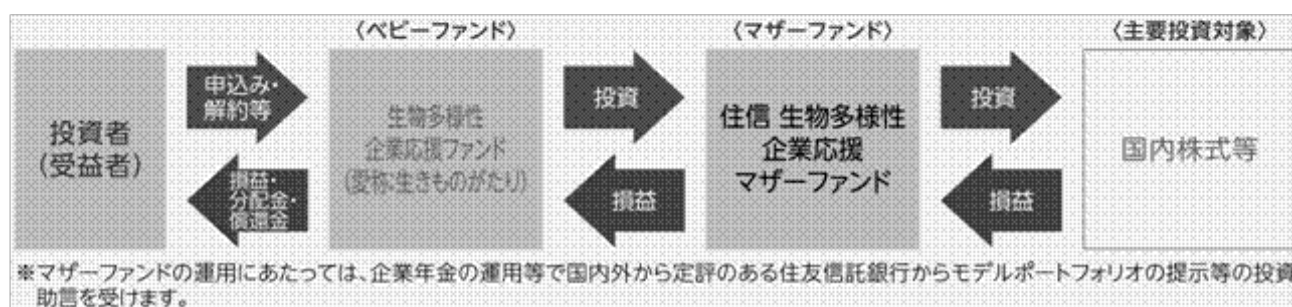


私たちの暮らしは、衣食住の供給をはじめさまざまな形で、生物多様性がもたらす恵みの上で成り立っています。

・ファンドの主な投資対象企業



ファンドのしくみ



? ファミリーファンド方式とは

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金を、ベビーファンドごとにまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行うしくみです。

〈マザーファンドの概要〉

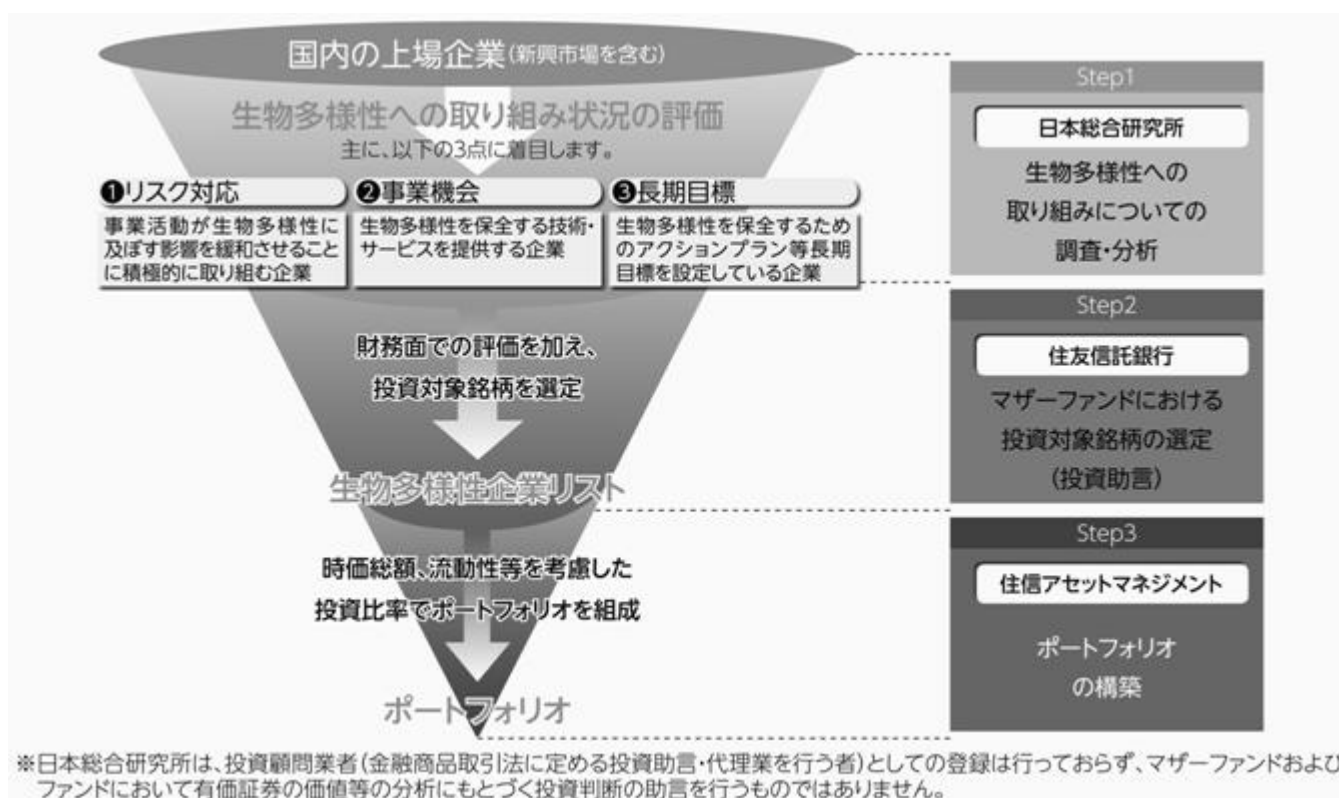
マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
住信 生物多様性企業応援 マザーファンド	わが国の株式	この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 充実した調査・分析体制により投資対象銘柄を決定します。

CSR（企業の社会的責任）評価で高い実績のある日本総合研究所（*1）が行う企業の生物多様性への取り組み状況についての調査・分析結果を参考にしながら、住友信託銀行（*2）が財務面での分析・評価を加えて、投資対象銘柄を決定します。

*1 株式会社 日本総合研究所	CSR評価で高い実績	社会的責任投資のための企業情報提供を主要業務のひとつと位置づけ、生物多様性に関する項目も含め国内主要企業の環境対策を調査し、金融機関に企業調査のための参考情報として提供しています。
*2 住友信託銀行 株式会社	生物多様性問題の日本のリーダー企業	2008年に「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」へ参加、リーダー企業として日本企業の生物多様性に対する取り組みを牽引しています。また、関連する金融商品の開発にも力を入れています。

マザーファンドの投資プロセス



分配方針

- ・ 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益等の全額とします。
- ・ 原則として、毎年4月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益の分配を行います。
- ・ 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。市況動向の影響を受けて変動するため、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。
- ・ 分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。

！ 主な投資制限

- ・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・ 外貨建資産への投資は行いません。

資金動向および市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、前記のような運用ができない場合があります。

+ i ご参考情報

生物多様性問題とは

今、これまでにないスピードで種の絶滅が進んでおり、地球規模で「生物多様性」が損なわれていることへの危機感が高まっています。

これまで人間は、暮らしを豊かで便利にするため、自然環境に対して大きな負荷を与え続けてきました。有限である自然の資源に対してこのままダメージを与え続ければ、生態系はどんどん崩れていき、その一部である人間が生存していくことも危ぶまれます。

脅かされる
生物の生息地

開発・
動植物の乱獲

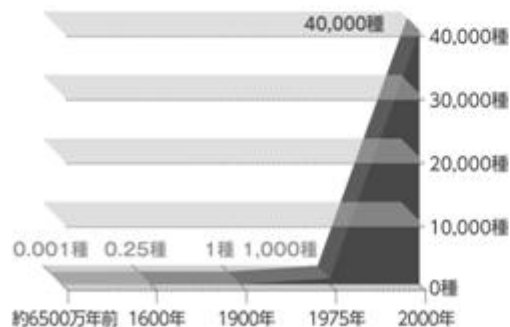
里地里山の
手入れ不足

外来種の
持ち込み

環境汚染・
地球温暖化

1年間で絶滅した生物種の数

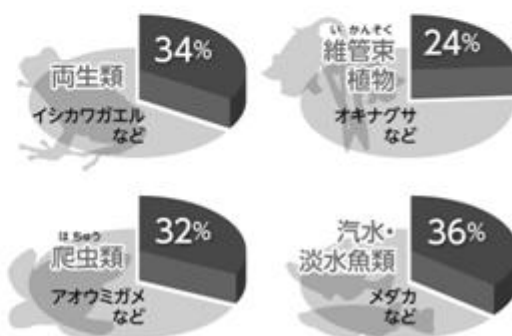
1年で約40,000種が絶滅



(出所) COP10支援実行委員会ホームページより住信アセットマネジメント作成

絶滅に瀕する日本の野生動植物(例)

日本に生息・生育する野生動植物の約3割が絶滅危機



(出所) 環境省の資料より住信アセットマネジメント作成

生物多様性問題への国際的な流れ



※「COP」とは締約国会議(Conference of the Parties)の略称です。生物多様性条約など、条約の具体的な履行について議論する国際会議のことです。

人間が豊かな生活を持続していくためには、
生物の多様性を損なわないように上手に利用し続けなくてはなりません。

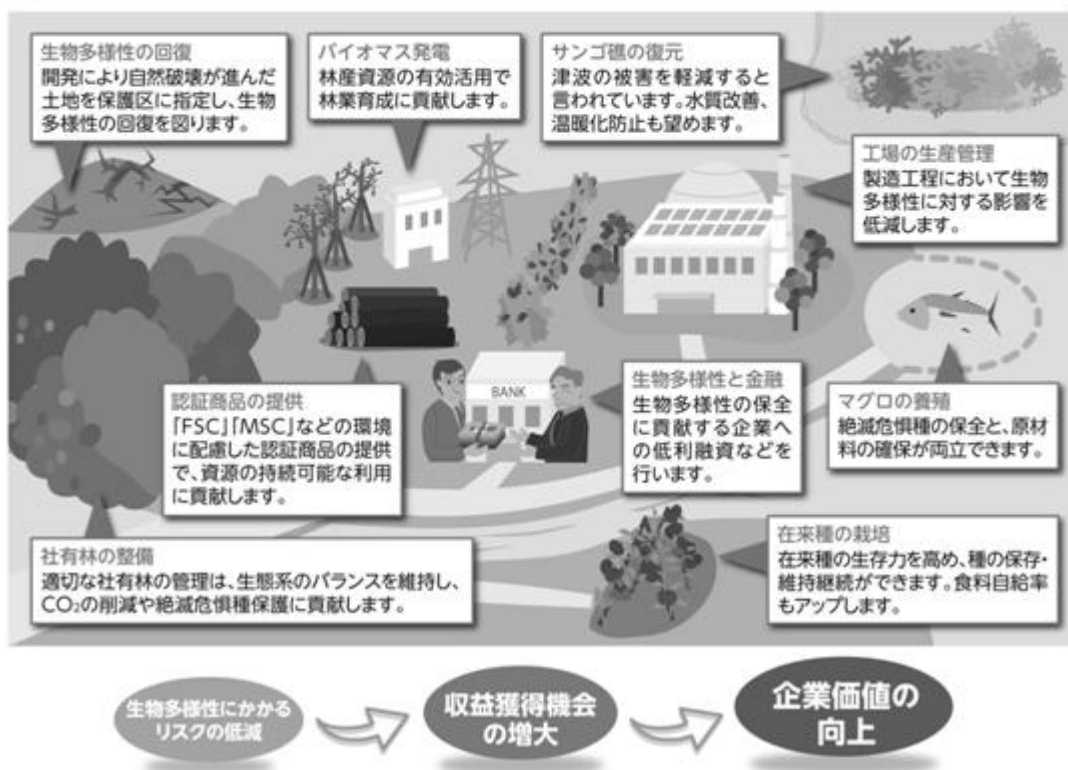
+ i ご参考情報

企業と生物多様性

生物多様性は、企業にとって今後無視することのできない取り組み領域になるといわれています。

地球温暖化と並ぶ2大環境問題と呼ばれる生物多様性に対し、社会の関心が高まり、政策対応や国際的な枠組み作りが進む中で、企業による取り組みが促進されることが考えられます。生物多様性は、あらゆる企業活動の土台であり、生物多様性の危機は企業に対しても多大な影響を与えると同時に、新たなビジネスチャンスを生みます。

企業の生物多様性問題に対する取り組みの例とその効果



生物多様性保全に配慮した経営を行い、専門性・技術を有する企業は、中長期的には収益獲得機会が増大し、企業価値の向上が期待されます。

※上記はあくまでもイメージ図であり、その効果について保証するものではありません。

[ファンドの商品分類]

本ファンドは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。本ファンドの商品分類・属性区分に該当しない定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

①商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
---------	--------	-------------------

単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産
	内外	()
		資産複合

(注) 本ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

[分類における定義]

分類項目	該当分類	分類の定義
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

②属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株			
債券	年4回	北米	
一般			
公債	年6回	欧州	
社債	(隔月)	アジア	
その他債券			
クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	オセアニア	
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
		アフリカ	
その他資産			
(投資信託証券 (株式 一般))	その他 ()	中近東 (中東)	
資産複合 ()		エマージング	
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 本ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

[区分における定義]

区分項目	該当区分	定義
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり（投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのことをいいます。）、実質的に主として株式 一般（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。）に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるものをいいます。

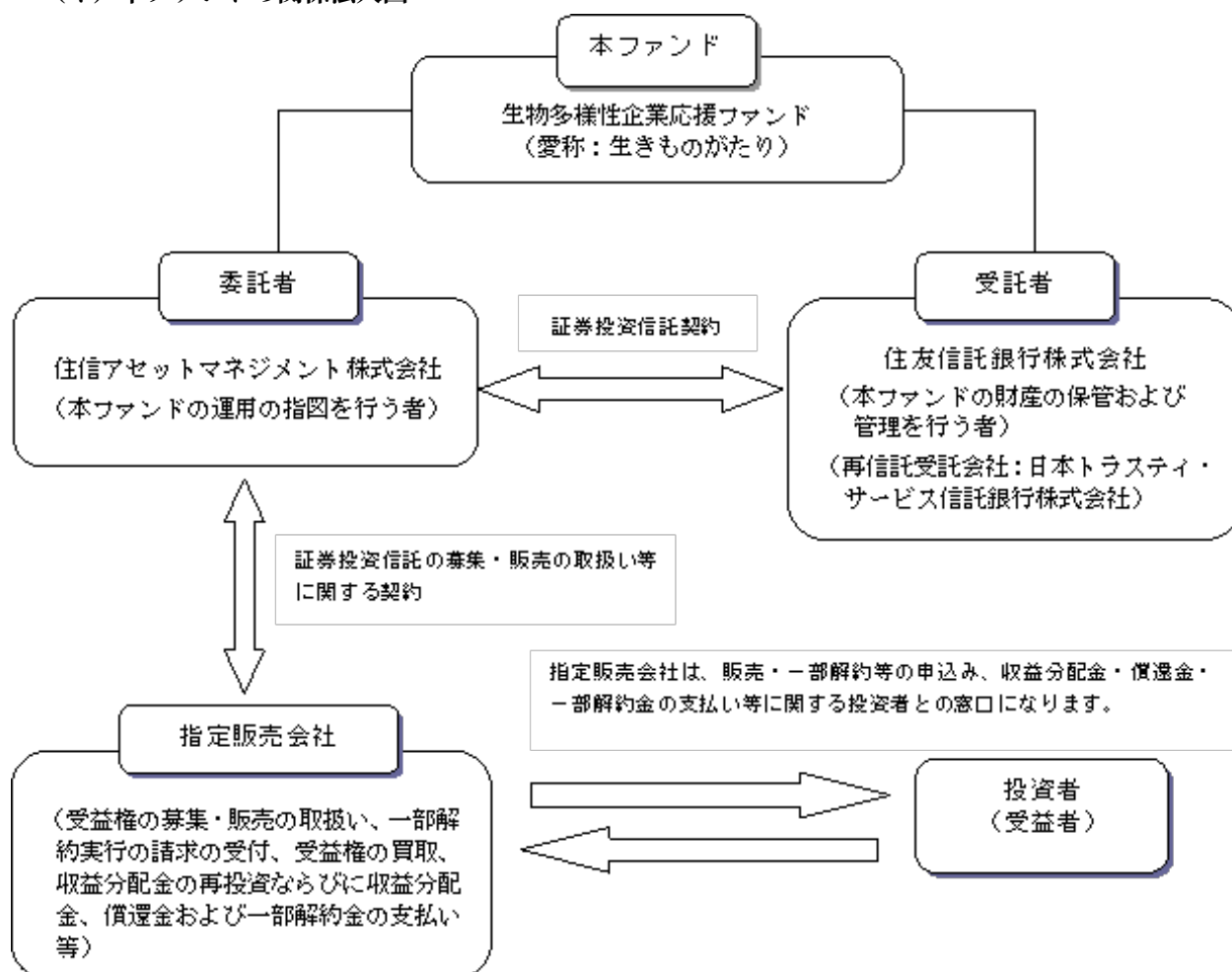
(2) 【ファンドの沿革】

平成22年8月2日

本ファンドおよび本ファンドの主要投資対象である「住信 生物多様性企業応援マザーファンド」の投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

(イ) 本ファンドの関係法人図



(ロ) 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

① 受託者との投資信託契約

受託者とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

②指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託者は、指定販売会社に対し、次の業務を委託し、指定販売会社はこれを引き受けます。

- 1)受益権の募集・販売の取扱い
- 2)追加設定の申込受付事務
- 3)受益者に対する収益分配金の再投資事務
- 4)受益者に対する一部解約等の事務
- 5)受益者に対する受益権の買取
- 6)受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- 7)受益者に対する運用報告書の交付
- 8)その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

(ハ) 委託会社等の概況

①資本金

平成23年5月31日現在 3億円

②会社の沿革

昭和61年11月 1日 住信キャピタルマネジメント株式会社設立
 昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録
 昭和62年 9月 9日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成 2年10月 1日 住信投資顧問株式会社に商号変更
 平成11年 2月15日 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
 平成11年 3月25日 証券投資信託委託業の認可
 平成19年 9月30日 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録
 （登録番号：関東財務局長（金商）第347号）

③大株主の状況（平成23年5月31日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
住友信託銀行株式会社	大阪府大阪市中央区北浜4-5-33	1,800株	30.0%
すみしん不動産株式会社	東京都中央区八重洲2-3-1	1,500株	25.0%
住信保証株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信カード株式会社	東京都中央区日本橋本町4-11-5	1,200株	20.0%
住信情報サービス株式会社	大阪府豊中市新千里西町1-1-3	300株	5.0%
合計		6,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

(イ) 基本方針

本ファンドは、主として、「住信 生物多様性企業応援 マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）への投資を通じて、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

(ロ) 運用方法

①投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

②投資態度

- 1)主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組む日本企業の株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。
- 2)株式のポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額、流動性等を勘案し、組入比率を決定します。
- 3)マザーファンドにおける銘柄選定にあたっては、住友信託銀行から助言を受けます。
- 4)株式への実質投資比率は高位を保ちます。ただし、株式相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引き上げおよび有価証券先物取引等を用いることにより、実質的な株式の投資比率を引き下げるよう努めます。
- 5)株式以外の資産（他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の投資信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の投資信託財産に属するとみなした部分を含みます。）への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- 6)ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(参考)「住信 生物多様性企業応援 マザーファンド」の概要

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①主として、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組む日本企業の株式に投資し、投資信託財産の中長期的な成長をめざします。
- ②株式のポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の時価総額、流動性等を考慮して組入比率を決定します。
- ③銘柄選定にあたっては、住友信託銀行から助言を受けます。
- ④株式への投資比率は高位を保ちます。ただし、株式相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引き上げおよび有価証券先物取引等を用いることにより、実質的な株式の投資比率を引き下げるよう努めます。
- ⑤株式以外の資産への投資は、原則として投資信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

3. 運用制限

- ①株式への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への投資は行いません。
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）へ

の投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑦投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑧委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとしします。

(2)【投資対象】

（イ）本ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとしします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

（ロ）委託者は、信託金を主として、住信アセットマネジメント株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くとともに、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1.株券または新株引受権証券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8.協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および

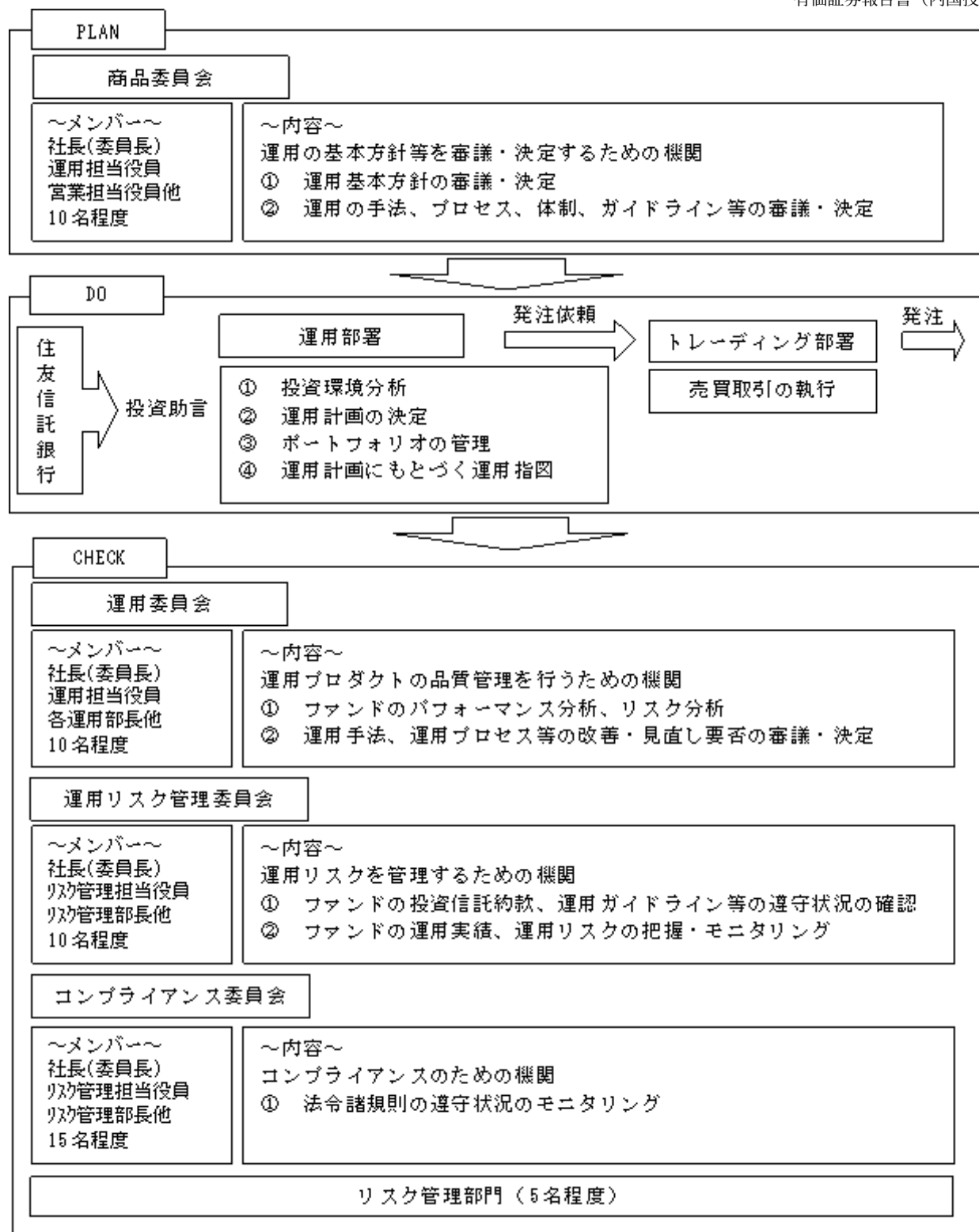
新株予約権証券

- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第11号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13.投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 - 17.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19.指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20.抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22.外国の者に対する権利で第21号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するもの、および第14号に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券（「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- (ハ) 委託者は、信託金を、前記（ロ）に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1.預金
 - 2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3.コール・ローン
 - 4.手形割引市場において売買される手形
 - 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6.外国の者に対する権利で第5号の権利の性質を有するもの

- (ニ) 前記（ロ）の規定にかかわらず、本ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前記（ハ）に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

実質的な運用を行うマザーファンドの運用体制は、以下の通りであり、そのベビーファンドである本ファンドも同様の運用体制となっております。記載された体制、会議・部署の名称、人員等は、本書提出日現在のものであり、今後変更されることがあります。



(4) 【分配方針】

(イ) 分配方針

毎決算時に、原則として、以下の方針にもとづき収益分配を行います。

①分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

委託者が、基準価額水準、市況動向等を考慮して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

③留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断にもとづき、元本部分と同一の運用を行

います。

（ロ）収益の分配

①投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1)投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- 2)売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

②毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（5）【投資制限】

（イ）投資信託約款にもとづく投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ②外貨建資産への投資は行いません。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑦投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。（投資信託約款の「運用の基本方針」）
- ⑧委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。前文の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。（投資信託約款第19条）
- ⑨委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。（投資信託約款第22条）
 - 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売出しにより取得する株券

5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権

の行使により取得可能な株券

6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、ならびに投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（第5号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑩委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに委託者が適当と認める外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし、（投資信託約款第23条）

⑪委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。（投資信託約款第24条）

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとし、

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、

⑫委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売り付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことを指図することができるものとし、売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第25条）

⑬委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。この指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。（投資信託約款第26条）

⑭委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとし、また、一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。また、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。なお、借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。（投資信託約款第32条）

※前記①および③から⑦における「実質投資割合」とは、本ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、本ファンドの投資信託財産に属する前記①および③から⑦に掲げる当該各資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該各資産の時価総額のうち本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額の合計額の割合をいいます。また、「本ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、本ファンドの投資信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（ロ）法律等で規制される取引等

委託者は、「金融商品取引法」および「投資信託及び投資法人に関する法律」等関係法令を遵守し、受益者のため忠実に、また受益者に対し善良な管理者の注意をもって、投資信託財産の運用の指図その他の業務を遂行しなければなりません。関係法令に定める運用上の禁止行為または規制事項のうち、後記される利害関係人との取引制限を除く主なものは、以下の通りです。

＜同一の法人の発行する株式への投資制限＞（投資信託及び投資法人に関する法律）

運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する同一の法人の発行する株式に係る議決権の総数が、当該法人の総発行株式の数に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図してはならない。

＜デリバティブ取引に係る投資制限＞（金融商品取引業等に関する内閣府令）

投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図してはならない。

3【投資リスク】

（イ）本ファンドのもつ主なリスク

投資信託商品はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また、収益や利回り等も未確定の商品です。したがって、以下に記載する本ファンドのリスク要因を充分にご理解頂いたうえ、本ファンドの受益権への取得申込みを行ってください。なお、本ファンドは、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構による保護の対象ではなく、また、第一種金融商品取引業を行う者以外でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

①本ファンドは値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。本ファンドの運用による損益は、すべて本ファンドの受益者に帰属します。

②基準価額の変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、発行者の業績、経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動し、基準価額の変動要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

③その他の留意点

1)本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用するため、マザーファンドに対し、同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドによる追加設定および一部解約等があり、マザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。

2)本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

3)分配金は信託財産から支払われるため、分配金支払い後の信託財産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

本ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益や売買益等）を超えて分配を行う場合があります。分配金の水準は必ずしも当該計算期間の収益率を示すものではありません。またこの場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。受益者の個別元本の状況によっては、分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

（ロ）リスクの管理体制

委託者におけるリスクマネジメント体制

- ・委託者では、運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っています（運用を再委託しているファンドも含まれます。）。
- ・モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在の申込手数料率の上限は3.15%（税抜3.00%）です。

申込手数料の詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時とします。）

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬総額	配分		
	委託者	指定販売会社	受託者
純資産総額に対して 年率1.6800% （税抜1.60%）	純資産総額に対して 年率0.8085% （税抜0.77%）	純資産総額に対して 年率0.8085% （税抜0.77%）	純資産総額に対して 年率0.0630% （税抜0.06%）

信託報酬は信託期間を通じて毎日計算し、投資信託財産の費用として計上します。

上記により日々計算された信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁するものとします。マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

（イ）ご解約時には、解約請求受付日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金[※]として当該基準価額から控除します。

※「信託財産留保金」（以下「信託財産留保額」ということがあります。）とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から頂く一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。以下同じ。

（ロ）投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に関する諸費用（消費税等を含みます。）ならびに受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。投資信託約款の定めにもとづいて、資金の借入れを行う場合の利息も同様です。負担の水準・計算方法は、個別の費用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

（ハ）証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料（消費税等を含みます。）または税金、先物・オプション取引に要する費用（消費税等を含みます。）、組入資産の保管に要する費用（消費税等を含みます。）等は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。負担の水準・計算方法は、個別の費

用・税金等により異なり、実費での負担（運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。）となります。（マザーファンドにおいて負担する場合を含みます。）

（二）投資信託財産に係る会計監査費用（消費税等を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（5）【課税上の取扱い】

本ファンドは、課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。以下は、平成23年5月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。また、税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。また、買取請求によるご換金については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「(1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

（イ）個人の受益者に対する課税

①収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率により源泉徴収が行われます。原則として確定申告不要ですが、確定申告により総合課税（原則として、配当控除の適用が可能です。）または申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

②ご解約による換金時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得等として課税対象となり、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用による申告不要の特例があります。詳しくは指定販売会社にお問い合わせください。

③ご解約による換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等を行うことにより、上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得と通算することができ、また、控除しきれない損失金額については、翌年以降3年間の繰越控除の対象とすることができます。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびにご解約による換金時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは、7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率により源泉徴収されます。（地方税はありません。）源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税の額から控除できます。なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

◇個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3)受益者が同一ファンドの受益権を複数の指定販売会社で取得する場合については、各指定販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一指定販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4)受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記の「◇収益分配金の課税について」をご参照ください。）

◇収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配

金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、a)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、b)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

（平成23年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
住信 生物多様性企業応援 マザーファンド	日本	95,645,601	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2,795	0.00
合計(純資産総額)		95,648,396	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

住信 生物多様性企業応援 マザーファンドの投資状況

（平成23年5月31日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	253,323,100	87.38
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		36,601,104	12.62
合計(純資産総額)		289,924,204	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】（平成23年5月31日現在）

①【投資有価証券の主要銘柄】

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	住信 生物多様性企業応援 マザーファンド	95,770,103	0.9899	94,802,825	0.9987	95,645,601	100.00

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

住信 生物多様性企業応援 マザーファンドの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 投資有価証券の主要銘柄

国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	2,800	3,170.00	8,876,000	3,400.00	9,520,000	3.28
日本	株式	三菱商事	卸売業	3,500	2,171.05	7,598,700	2,057.00	7,199,500	2.48
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	42	147,000.00	6,174,000	151,800.00	6,375,600	2.20
日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,600	3,910.00	6,256,000	3,865.00	6,184,000	2.13
日本	株式	日産自動車	輸送用機器	7,300	723.00	5,277,900	814.00	5,942,200	2.05
日本	株式	KDDI	情報・通信業	10	498,500.00	4,985,000	582,000.00	5,820,000	2.01
日本	株式	三菱地所	不動産業	4,000	1,407.00	5,628,000	1,447.00	5,788,000	2.00
日本	株式	三菱電機	電気機器	6,000	856.00	5,136,000	915.00	5,490,000	1.89
日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	2,300	2,086.73	4,799,500	2,156.00	4,958,800	1.71
日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,200	2,287.63	5,032,800	2,229.00	4,903,800	1.69
日本	株式	日立製作所	電気機器	10,000	405.00	4,050,000	464.00	4,640,000	1.60
日本	株式	富士フイルムホールディングス	化学	1,800	2,485.00	4,473,000	2,399.00	4,318,200	1.49
日本	株式	アイシン精機	輸送用機器	1,400	2,718.42	3,805,800	3,000.00	4,200,000	1.45
日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	5,000	805.00	4,025,000	838.00	4,190,000	1.45
日本	株式	ソニー	電気機器	1,900	2,458.00	4,670,200	2,163.00	4,109,700	1.42
日本	株式	大和証券グループ本社	証券、商品先物取引業	12,000	358.00	4,296,000	333.00	3,996,000	1.38
日本	株式	住友金属鉱山	非鉄金属	3,000	1,381.33	4,144,000	1,314.00	3,942,000	1.36
日本	株式	パナソニック	電気機器	4,100	987.04	4,046,900	954.00	3,911,400	1.35
日本	株式	東芝	電気機器	9,000	416.00	3,744,000	430.00	3,870,000	1.33
日本	株式	小田急電鉄	陸運業	6,000	661.00	3,966,000	635.00	3,810,000	1.31
日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	11,000	361.09	3,972,000	346.00	3,806,000	1.31
日本	株式	東レ	繊維製品	6,000	576.00	3,456,000	616.00	3,696,000	1.27
日本	株式	ローソン	小売業	900	3,935.00	3,541,500	4,030.00	3,627,000	1.25
日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	14	250,000.00	3,500,000	255,900.00	3,582,600	1.24
日本	株式	住友商事	卸売業	3,300	1,099.00	3,626,700	1,082.00	3,570,600	1.23
日本	株式	麒麟ホールディングス	食料品	3,000	1,070.00	3,210,000	1,137.00	3,411,000	1.18
日本	株式	栗田工業	機械	1,400	2,303.00	3,224,200	2,335.00	3,269,000	1.13

日本	株式	三菱重工業	機械	8,000	380.00	3,040,000	394.00	3,152,000	1.09
日本	株式	NK S Jホールディングス	保険業	6,000	516.00	3,096,000	512.00	3,072,000	1.06
日本	株式	MS & A Dインシュアランスグループホールディングス	保険業	1,600	1,897.12	3,035,400	1,895.00	3,032,000	1.05

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率(%)
株式	87.38
合計	87.38

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

c. 投資株式の業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.44
		建設業	2.40
		食料品	5.73
		繊維製品	1.92
		パルプ・紙	0.18
		化学	3.69
		医薬品	4.12
		ゴム製品	1.15
		ガラス・土石製品	1.80
		鉄鋼	1.54
		非鉄金属	1.86
		機械	5.11
		電気機器	14.38
		輸送用機器	8.13
		その他製品	1.42
		電気・ガス業	3.05
		陸運業	1.31
		海運業	0.55
		空運業	0.37
		情報・通信業	5.44
		卸売業	6.02
		小売業	6.14
		銀行業	0.89
		証券、商品先物取引業	1.38
		保険業	3.80
		その他金融業	0.33

	不動産業	2.86
	サービス業	1.36
合計		87.38

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 ／ 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	TOPIX先物	東京証券取引所	買建	円	2	16,740,000	16,750,000	16,750,000	5.78

(注) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額(円)		1口当たりの純資産額(円)	
第1期計算期間末 (平成23年 4月20日)	(分配付)	93,672,852	(分配付)	0.9714
	(分配落)	93,672,852	(分配落)	0.9714
平成22年 8月末日		86,101,830		0.9418
9月末日		89,249,980		0.9741
10月末日		87,147,005		0.9509
11月末日		91,960,957		1.0023
12月末日		96,260,521		1.0376
平成23年 1月末日		98,336,125		1.0519
2月末日		103,848,896		1.0921
3月末日		96,961,954		1.0050
4月末日		97,180,216		0.9867
5月末日		95,648,396		0.9782

② 【分配の推移】

期 間	1口当たりの分配金(円)
第1期計算期間 (平成22年 8月 2日～平成23年 4月20日)	0.0000

③ 【収益率の推移】

期 間	収益率(%)
第1期計算期間 (平成22年 8月 2日～平成23年 4月20日)	△2.9

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額（分配付）から前計算期間末の基準価額（分配落）を控除した額を

前計算期間末の基準価額（分配落）で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(参考情報)

当初設定日：2010年8月 2日

作成基準日：2011年5月31日

基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	9,782円
純資産総額	96百万円

〈基準価額の騰落率〉

1ヶ月	-0.86%
3ヶ月	-10.43%
6ヶ月	-2.40%
1年	—
3年	—
5年	—
設定来	-2.18%

※上記は作成基準日からの期間です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額:0円

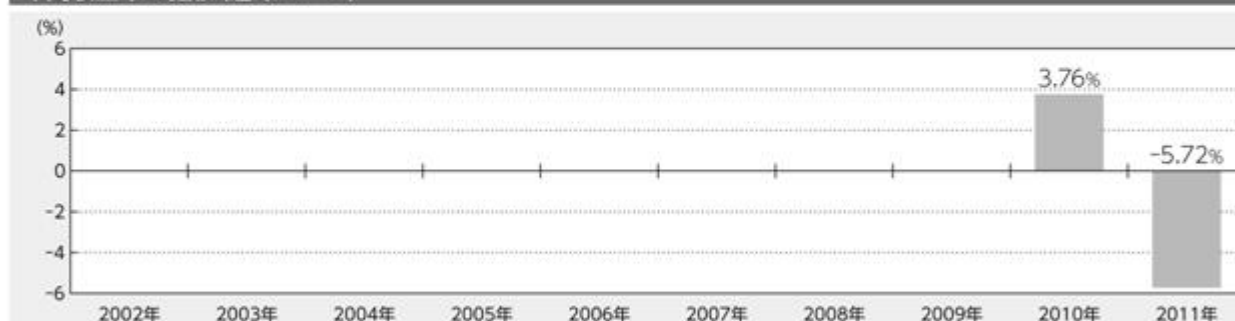
決算期	2011年4月	—	—	—	—
分配金	0円	—	—	—	—

※分配金額は株価、金利、為替などの変動の影響を受けて変動し、分配対象額が少額の場合、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	業種	実質投資比率
トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	3.3%
三菱商事	日本	株式	卸売業	2.5%
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	日本	株式	情報・通信業	2.2%
武田薬品工業	日本	株式	医薬品	2.1%
日産自動車	日本	株式	輸送用機器	2.0%
KDDI	日本	株式	情報・通信業	2.0%
三菱地所	日本	株式	不動産業	2.0%
三菱電機	日本	株式	電気機器	1.9%
セブン&アイ・ホールディングス	日本	株式	小売業	1.7%
東京海上ホールディングス	日本	株式	保険業	1.7%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2010年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2011年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、委託者のホームページでご確認いただけます。

(4)【設定及び解約の実績】

期 間	設定口数（口）	解約口数（口）	受益権総口数（口）
第1期計算期間 (平成22年 8月 2日～平成23年 4月20日)	98,058,786	1,631,732	96,427,054

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

第2【管理及び運営】**1【申込（販売）手続等】**

本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された本ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(イ) 申込手続

- ①本ファンドの受益権の取得申込者は、指定販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行います。
- ②取得申込みは、申込期間における毎営業日に、指定販売会社の営業所等で受け付けます。
- ③取得申込みの受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。
- ④本ファンドの受益権の販売価額は、取得申込受付日の基準価額とします。
- ⑤申込代金の払込みについては、指定販売会社が指定する期日までに申込みの指定販売会社に支払うものとし、
- ⑥申込みには、収益の分配がなされた場合、税金を差し引いた後の分配金を受領する「一般コース」と、税金を差し引いた後の分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があり、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、取得申込者は指定販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を別途締結します。なお、指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、

なお、指定販売会社によっては、定時定額で購入する「自動購入サービス」を利用することもできます。当該サービスを利用する場合には指定販売会社との間で「自動購入サービス」に関する取り決め（指定販売会社によっては、当該契約について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、）を行うものとし、

- ⑦取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、指定販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

(ロ) 申込単位

指定販売会社が個別に定める単位とします。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記

「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

(ハ) 申込手数料

- ①申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が個別に定める申込手数料率を乗じて得た額とします。本書提出日現在の申込手数料率の上限は3.15%（税抜3.00%）です。

申込手数料の詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

- ②自動けいぞく投資契約にもとづき収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

2【換金（解約）手続等】

(イ) 受益権の買取請求

本ファンドのご換金の方法は、ご解約の請求のほか受益権の買取の方法によることができます。ただし、受益権の買取は指定販売会社によっては行わない場合がありますので、詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金 (1)申込手数料」に記載されている先と同じです。

(ロ) 受益権のご解約の請求

ご解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

- ①受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者にご解約の請求をすることができます。ご解約の請求の受付は、原則として、指定販売会社の営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付になります。なお、解約単位は、指定販売会社によって異なります。
- ②受益者が前記①のご解約の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ③委託者は、前記①のご解約の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。
- ④ご解約の価額は、解約請求受付日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金として控除した価額（解約価額）とします。

解約価額＝解約請求受付日の基準価額－信託財産留保金

＝解約請求受付日の基準価額－（解約請求受付日の基準価額×0.3%）

- ⑤ご解約の受取金額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた額（解約代金）となります。
- ⑥解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して4営業日目から指定販売会社の営業所等において支払います。
- ⑦委託者は、取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、前記①によるご解約の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けたご解約の請求の受付を取り消すことができます。
- ⑧前記⑦により、ご解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がそのご解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権のご解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご解約の請求を受け付けたものとして、前記④の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑨解約単位および解約価額に関する投資者の皆様による照会方法等については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、以下の通りです。

＜お問い合わせ先＞

住信アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.sumishinam.co.jp/>

フリーダイヤル：0120-417434

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時とします。）

（ハ）換金制限

本ファンドの規模および商品性格などにもとづき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間および金額の制限を行う場合があります。詳細については、指定販売会社にお問い合わせください。指定販売会社については、委託者にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載されている先と同じです。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

（イ）基準価額の算出方法

基準価額とは、投資信託財産に属する有価証券（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）、金融商品等のすべての資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した純資産総額を、本ファンドの基準価額計算日における受益権総口数で除した1口当たり純資産価額をいいます。なお、投資信託財産に属する有価証券等の資産の時価評価は、原則として、法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって評価します。

[主要な投資対象の評価方法]

①本ファンドの主要な投資対象であるマザーファンド受益証券の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。

②マザーファンドの主要な投資対象であるわが国の取引所に上場されている株式の評価方法

原則として、本ファンドの基準価額計算日の当該取引所における最終相場で評価します。

（ロ）基準価額の算出頻度

基準価額は、委託者の営業日において日々算出されます。

（ハ）基準価額に関する投資者による照会方法等

基準価額は、委託者および指定販売会社で入手できます。投資者の皆様による照会方法等については、委託者または指定販売会社にお問い合わせください。委託者へのお問い合わせ先は、前記「第1ファンドの状況 4手数料等及び税金（1）申込手数料」に記載されている先と同じです。

なお、基準価額は、翌日の日本経済新聞に掲載されます。ただし、表示は1万口当たりに換算した価額で行われます。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

平成22年8月2日から平成32年4月20日までとします。なお、信託期間の延長が受益者に有利であると認められる場合には、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（4）【計算期間】

原則として、毎年4月21日から翌年4月20日までとします。（第1計算期間は、平成22年8月2日から平成23年4月20日までとします。）なお、当該計算期間終了の該当日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

（5）【その他】

（イ）信託の終了

- ①(a)委託者は、信託期間中において、この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (b)委託者は、投資信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (c)委託者は、前記(a)および(b)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (d)前記(c)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (e)前記(c)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (f)前記(c)から(e)までの規定は、委託者が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)から(e)までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

②委託者は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し信託を終了させます。

③委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この投資信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、後記「（ロ）投資信託約款の変更等①(b)」の書面決議で否決された場合を除き、この信託はその委託者と受託者との間において存続します。

④受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した後、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ロ）投資信託約款の変更等

①(a)委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は本規定に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(b)委託者は、前記(a)の事項（前記(a)の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容および

その理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (c)前記(b)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d)前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f)前記(b)から(e)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g)前記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

②委託者は、監督官庁の命令にもとづいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、前記①に記載されている手続きにしたがいます。

- (ハ) 指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の更改等に関する手続
指定販売会社との証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、同一条件にて自動的に1年間更新され、以後も同様とします。期間の途中において必要あるときは、契約の一部を変更することができます。

(ニ) 運用報告書

委託者は、計算期間の末日ごとおよび償還時に、期間中の運用経過のほか投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、原則として当該投資信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。

(ホ) 信託事務処理の再信託

受託者は、本ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類にもとづいて所定の事務を行います。

(ヘ) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ト) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

- ①他の受益者の氏名または名称および住所
- ②他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

本ファンドの受益者が有する主な権利は、以下の通りです。なお、本ファンドの受益権の1口当たり投資信託財産持分は、すべて均等かつ同一であり、取得申込日の前後等により受益者間で1口当たり持分の差異が生じることはありません。

(イ) 収益分配金請求権

受益者は、委託者が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、決算日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。収益分配金の

支払いは指定販売会社の営業所等において行います。

前記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者については、収益分配金は、自動的に本ファンドの受益権に再投資されます。この場合、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に支払われ、指定販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属するものとします。

※分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として、取得申込者とし、す。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（ロ）償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、原則として償還日から起算して5営業日目までに受益者に支払います。償還金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行われます。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

（ハ）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、ご解約の請求をすることにより換金する権利を有します。

（ニ）反対者の買取請求権

投資信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

（ホ）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託者に対し、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

なお、受益者には、受益者集会の権利はありません。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間（平成22年8月2日から平成23年4月20日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

生物多様性企業応援ファンド

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (平成23年4月20日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	353,673
親投資信託受益証券	93,665,729
未収入金	11,000
流動資産合計	94,030,402
資産合計	94,030,402
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	13,277
未払委託者報酬	340,854
その他未払費用	3,419
流動負債合計	357,550
負債合計	357,550
純資産の部	
元本等	
元本	96,427,054
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,754,202
（分配準備積立金）	499,197
元本等合計	93,672,852
純資産合計	93,672,852
負債純資産合計	94,030,402

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期 (自 平成22年 8 月 2 日 至 平成23年 4 月20日)	
営業収益	
受取利息	44
有価証券売買等損益	△1,815,826
営業収益合計	△1,815,782
営業費用	
受託者報酬	42,209
委託者報酬	1,083,307
その他費用	3,419
営業費用合計	1,128,935
営業利益又は営業損失（△）	△2,944,717
経常利益又は経常損失（△）	△2,944,717
当期純利益又は当期純損失（△）	△2,944,717
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	12,015
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	206,346
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	206,346
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,816
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,816
分配金	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,754,202

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 1 期 (自 平成22年 8月 2日 至 平成23年 4月20日)
1.資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法により親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2.その他	当ファンドの計算期間は、原則として、毎年4月21日から4月20日までであります。ただし、第1期計算期間は約款に記載のとおり、平成22年8月2日(設定日)から平成23年4月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 (平成23年 4月20日現在)
1.期首元本額	360,000円
期中追加設定元本額	97,698,786円
期中一部解約元本額	1,631,732円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を2,754,202円下回っております。
3.計算期間末日における受益権の総数	96,427,054口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第 1 期 (自 平成22年 8月 2日 至 平成23年 4月20日)
分配金の 計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益（499,197円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、経費控除後繰越欠損補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（71,086円）及び分配準備積立金（0円）により、分配対象収益は570,283円（1万口当たり59円14銭）であります。分配は見送りとさせていただきます。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 (自 平成22年 8月 2日 至 平成23年 4月20日)
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、主として、「住信 生物多様性企業応援 マザーファンド」の受益証券への投資を通じて、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・価格変動リスク

3.金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含まれます。）。モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価に関する事項

項目	第 1 期 (平成23年 4月20日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2.時価の算定方法	a.親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 b.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 (平成23年4月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	△1,608,240
合 計	△1,608,240

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第 1 期 (平成23年 4月20日現在)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 (自 平成22年 8月 2日 至 平成23年 4月20日)

当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。
また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の
給付以外の取引は行っておりません。

（1口当たり情報）

第 1 期 (平成23年 4月20日現在)
1口当たり純資産額 = 0.9714円

（4）【附属明細表】（平成23年4月20日現在）

1) 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種類	銘柄	総口数（口）	評価額（円）
親投資信託受益証券	住信 生物多様性企業応援 マザーファンド	94,602,292	93,665,729
合計		94,602,292	93,665,729

2) 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3) デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「生物多様性企業応援ファンド」は、「住信 生物多様性企業応援 マザーファンド」を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて「住信 生物多様性企業応援 マザーファンド」の受益証券です。

「住信 生物多様性企業応援 マザーファンド」の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「住信 生物多様性企業応援 マザーファンド」の状況

（1）貸借対照表

（単位：円）

	第 1 期 (平成23年 4月20日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	27,631,257

株式	242,066,900
派生商品評価勘定	169,160
未収配当金	2,503,500
未収利息	25
前払金	80,000
差入委託証拠金	1,380,000
流動資産合計	273,830,842
資産合計	273,830,842
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	40,840
未払解約金	1,155,424
流動負債合計	1,196,264
負債合計	1,196,264
純資産の部	
元本等	
元本	275,353,957
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,719,379
元本等合計	272,634,578
純資産合計	272,634,578
負債純資産合計	273,830,842

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第 1 期 (自 平成22年 8月 2日 至 平成23年 4月20日)
1.資産の評価基準及び評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	(2) 先物取引 個別法に基づき、時価評価しております。 受取配当金 原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第 1 期 (平成23年 4月20日現在)
--	--------------------------

1.期首元本額	16,066,600円
期中追加設定元本額	270,143,020円
期中一部解約元本額	10,855,663円
期末元本額	275,353,957円
元本額の内訳	
生物多様性企業応援ファンド	94,602,292円
住信 生物多様性ファンド（適格機関投資家専用）	180,751,665円
2.元本の欠損	純資産額は、元本を2,719,379円下回っております。
3.計算期間末日における受益権の総数	275,353,957口

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第 1 期 （自 平成22年 8月 2日 至 平成23年 4月20日）
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、金融商品に対する取組方針は投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドは、わが国の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。 なお、当ファンドには、以下のリスクがあります。 ・ 価格変動リスク
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行っております（運用を再委託しているファンドも含まれます。）。 モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理に関する委員会に報告され、委員会は適切な運用リスク管理に必要な措置を講じることとしております。
4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価に関する事項

項目	第 1 期 （平成23年 4月20日現在）
1.貸借対照表計上額、時価及び差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。

2.時価の算定方法	a.株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 b.先物取引 原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。 c.コールローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
-----------	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	第 1 期 (平成23年4月20日現在)
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
株 式	△4,740,498
合 計	△4,740,498

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、決算日現在の評価換え額です。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

区分	種 類	第 1 期 (平成23年 4月20日現在)			
		契 約 額 等 (円)		時 価 (円)	評 価 損 益 (円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建				
	TOPIX先物	16,610,000	—	16,740,000	130,000
合 計		16,610,000	—	16,740,000	130,000

(注) 時価の算定方法

前述の（金融商品の時価に関する事項）に記載していますのでここでは省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 1 期 (自 平成22年 8月 2日 至 平成23年 4月20日)
当計算期間中に利害関係人との間で、一般の取引条件と同様のもの以外の取引は行っておりません。 また、当ファンドの関連当事者である受託会社及び投資信託委託業者と財務諸表上で開示している報酬等の給付以外の取引は行っておりません。

(1口当たり情報)

第 1 期
(平成23年 4月20日現在)

1口当たり純資産額 = 0.9901円

(3) 附属明細表（平成23年4月20日現在）

1) 有価証券明細表

①株式

銘 柄	株式数 (株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
マルハニチロホールディングス	4,000	114.00	456,000	
秋川牧園	2,000	407.00	814,000	
大成建設	3,000	192.00	576,000	
大林組	2,000	346.00	692,000	
清水建設	2,000	342.00	684,000	
鹿島建設	2,000	229.00	458,000	
前田建設工業	2,000	248.00	496,000	
住友林業	800	674.00	539,200	
大和ハウス工業	2,000	944.00	1,888,000	
積水ハウス	2,000	773.00	1,546,000	
アタカ大機	2,000	300.00	600,000	
明治ホールディングス	700	3,465.00	2,425,500	
雪印メグミルク	600	1,257.00	754,200	
アサヒビール	1,800	1,435.00	2,583,000	
麒麟ホールディングス	3,000	1,070.00	3,210,000	
宝ホールディングス	3,000	402.00	1,206,000	
ローソン	900	3,935.00	3,541,500	
北雄ラッキー	2,000	359.00	718,000	
味の素	2,000	863.00	1,726,000	
カゴメ	1,600	1,407.00	2,251,200	
ニチレイ	2,000	353.00	706,000	
ドトール・日レスホールディングス	1,900	959.00	1,822,100	
らでいっしゅぼーや	1,100	550.00	605,000	
セブン&アイ・ホールディングス	2,200	2,084.00	4,584,800	
クリエイト・レストランツ・ホールディング	1,300	389.00	505,700	
帝人	5,000	364.00	1,820,000	
東レ	6,000	576.00	3,456,000	
日本製紙グループ本社	300	1,690.00	507,000	
住友化学	7,000	417.00	2,919,000	
イビデン	900	2,562.00	2,305,800	
協和発酵キリン	2,000	799.00	1,598,000	

積水化学工業	4,000	612.00	2,448,000	
武田薬品工業	1,600	3,910.00	6,256,000	
ツムラ	400	2,587.00	1,034,800	
第一三共	1,400	1,594.00	2,231,600	
富士フイルムホールディングス	1,800	2,485.00	4,473,000	
エス・ディー・エス バイオテック	1,000	442.00	442,000	
横浜ゴム	4,000	399.00	1,596,000	
住友ゴム工業	1,700	851.00	1,446,700	
太平洋セメント	4,000	137.00	548,000	
TOTO	3,000	633.00	1,899,000	
日本碍子	2,000	1,313.00	2,626,000	
住友金属工業	9,000	169.00	1,521,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,300	2,173.00	2,824,900	
住友金属鉱山	2,000	1,418.00	2,836,000	
DOWAホールディングス	3,000	498.00	1,494,000	
井関農機	4,000	189.00	756,000	
クボタ	4,000	762.00	3,048,000	
ダイキン工業	1,000	2,428.00	2,428,000	
栗田工業	1,400	2,303.00	3,224,200	
サンデン	4,000	345.00	1,380,000	
日立製作所	10,000	405.00	4,050,000	
東芝	9,000	416.00	3,744,000	
三菱電機	6,000	856.00	5,136,000	
日本電気	6,000	170.00	1,020,000	
富士通	6,000	437.00	2,622,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,600	691.00	1,105,600	
セイコーエプソン	1,000	1,358.00	1,358,000	
パナソニック	3,900	989.00	3,857,100	
シャープ	3,000	743.00	2,229,000	
ソニー	1,900	2,458.00	4,670,200	
アルプス電気	1,600	743.00	1,188,800	
古野電気	1,400	460.00	644,000	
エスベック	800	628.00	502,400	
ウシオ電機	1,400	1,603.00	2,244,200	
カシオ計算機	1,500	642.00	963,000	
三井造船	10,000	204.00	2,040,000	
三菱重工業	8,000	380.00	3,040,000	
日産自動車	7,300	723.00	5,277,900	
トヨタ自動車	2,800	3,170.00	8,876,000	
トヨタ車体	1,700	1,343.00	2,283,100	
アイシン精機	1,200	2,672.00	3,206,400	

エコス	1,400	423.00	592,200	
ワタミ	900	1,366.00	1,229,400	
マルシェ	900	661.00	594,900	
リコー	2,000	930.00	1,860,000	
凸版印刷	3,000	650.00	1,950,000	
コクヨ	1,000	599.00	599,000	
岡村製作所	2,000	433.00	866,000	
伊藤忠商事	5,000	805.00	4,025,000	
三井物産	1,800	1,398.00	2,516,400	
住友商事	3,300	1,099.00	3,626,700	
三菱商事	3,300	2,179.00	7,190,700	
イオン	2,400	969.00	2,325,600	
滋賀銀行	6,000	425.00	2,550,000	
大和証券グループ本社	12,000	358.00	4,296,000	
NK S Jホールディングス	6,000	516.00	3,096,000	
MS & A Dインシュアランスグループホールディングス	1,400	1,898.00	2,657,200	
東京海上ホールディングス	2,100	2,291.00	4,811,100	
NE Cキャピタルソリューション	900	1,260.00	1,134,000	
三菱地所	4,000	1,407.00	5,628,000	
イオンモール	1,300	1,896.00	2,464,800	
小田急電鉄	6,000	661.00	3,966,000	
日本郵船	2,000	296.00	592,000	
商船三井	1,000	447.00	447,000	
川崎汽船	2,000	271.00	542,000	
全日本空輸	2,000	226.00	452,000	
パスコ	2,000	275.00	550,000	
K D D I	10	498,500.00	4,985,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	42	147,000.00	6,174,000	
中部電力	1,600	1,802.00	2,883,200	
中国電力	700	1,464.00	1,024,800	
九州電力	1,000	1,543.00	1,543,000	
電源開発	500	2,232.00	1,116,000	
東京瓦斯	10,000	363.00	3,630,000	
エイチ・アイ・エス	800	1,799.00	1,439,200	
福山コンサルタント	2,000	285.00	570,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	14	250,000.00	3,500,000	
建設技術研究所	1,400	620.00	868,000	
応用地質	1,400	862.00	1,206,800	
合計	304,966		242,066,900	

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

2) 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

3) デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

前述の(デリバティブ取引に関する注記)に記載していますので、ここでは省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年5月31日現在）

I 資産総額	95,829,375 円
II 負債総額	180,979 円
III 純資産総額（I－II）	95,648,396 円
IV 発行済口数	97,779,252 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9782 円

(参考情報)

住信 生物多様性企業応援 マザーファンド

I 資産総額	315,526,490 円
II 負債総額	25,602,286 円
III 純資産総額（I－II）	289,924,204 円
IV 発行済口数	290,296,181 口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.9987 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 名義書換

該当事項はありません。

(ロ) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(ハ) 譲渡制限

該当事項はありません。

(ニ) 振替受益権の取扱い

本ファンドの受益権は、社振法の適用を受けています。

①受益証券の不発行

委託者は、本ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

②受益権の譲渡

- 1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - 2) 前記1)の申請のある場合には、前記1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
 - 3) 委託者は、前記1)に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- ③ 受益権の譲渡の対抗要件
- 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。
- ④ 受益権の再分割
- 委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
- ⑤ 償還金
- 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者としてします。）に支払います。
- ⑥ 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
- 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（イ）資本金の額

平成23年5月31日現在の資本金の額	3億円
発行可能株式総数	24,000株
発行済株式総数	6,000株
最近5年間における資本金の額の増減	なし

（ロ）会社の機構

①経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会をおきます。3名以上の取締役が、株主総会で選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任します。取締役の選任については、累積投票にはなりません。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとします。

取締役会は、その決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定します。また、取締役会の決議により、取締役社長1名を置き、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置くことができます。

取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となります。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会招集の通知は、会日の3日前までに発します。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができます。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

②運用体制

[PLAN(計画)]

ファンドの運用基本方針、運用手法、運用プロセス等は、社長を委員長とし、運用担当役員、営業担当役員、投資企画部長、営業企画部長等10名程度で構成される商品委員会において決定されます。

[DO(実行)]

ファンドの運用計画は、商品委員会において決定された運用基本方針、運用手法、運用プロセス、運用ガイドライン等に則り、各運用部において、ファンドマネジャーによって起案され、各運用部長が決定します。ファンドマネジャーは、運用計画に沿って運用の指図を行います。

売買の執行は、運用部署から独立したトレーディング部署が行います。

[CHECK(検証・評価)]

毎月開催される運用委員会において、ファンドのパフォーマンス分析、リスク分析を通じて、運用プロダクトのクオリティーコントロールを行います。

また、ファンドの投資信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況の確認、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリングを行う機関として、運用リスク管理委員会を毎月開催します。運用リスク管理委員会は、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長等10名程度で構成されます。

また、法令諸規則等遵守状況は、コンプライアンス委員会に報告されます。コンプライアンス委員会は、原則として毎月開催され、社長を委員長とし、リスク管理担当役員、運用担当役員、営業担当役員、リスク管理部長、各運用部長、各営業部長等15名程度で構成されます。

なお、ファンドの運用実績、運用リスクの把握・モニタリング、法令諸規則や投資信託約款等の遵守状況

の確認は、運用部署から独立したリスク管理部が行います。（5名程度）
会社の機構は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

平成23年5月31日現在、委託者が運用の指図を行っている証券投資信託は次のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
追加型株式投資信託	157	1,412,873
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	157	1,412,873

3【委託会社等の経理状況】

（イ）委託者の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき、当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

（ロ）委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表については、あずさ監査法人により監査を受け、また、当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

前事業年度 (平成22年3月31日現在)			当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金	※2	5,642,056	※2	6,223,302
前払金		6,819		—
前払費用		35,081		34,720
未収委託者報酬		942,664		953,916

未収運用受託報酬	48,083	42,516
繰延税金資産	44,119	50,152
その他	129	34
流動資産合計	6,718,954	7,304,641
固定資産		
有形固定資産		
建物	49,765	38,802
器具備品	26,485	27,919
有形固定資産合計	※1 76,250	※1 66,721
無形固定資産		
ソフトウェア	95,682	91,774
その他無形固定資産	126	1,415
無形固定資産合計	95,808	93,189
投資その他の資産		
投資有価証券	245,516	239,090
敷金・保証金	238,033	228,451
長期前払費用	449	409
繰延税金資産	55,356	80,017
その他の投資	225	195
投資その他の資産合計	539,579	548,164
固定資産合計	711,639	708,076
資産合計	7,430,593	8,012,717

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	16,838	18,485
未払金	520,453	495,343
未払収益分配金	130	130
未払手数料	※2 454,590	※2 452,781
その他未払金	65,733	42,432
未払費用	※2 126,959	※2 135,706
未払法人税等	174,433	220,711
未払消費税等	11,758	25,316
賞与引当金	70,599	79,835

流動負債合計	921,042	975,399
固定負債		
退職給付引当金	122,901	171,115
固定負債合計	122,901	171,115
負債合計	1,043,943	1,146,514
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金	50,500	53,500
その他利益剰余金		
別途積立金	5,100,000	5,100,000
繰越利益剰余金	942,449	1,421,205
利益剰余金合計	6,092,949	6,574,705
株主資本合計	6,392,949	6,874,705
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 6,299	△ 8,501
評価・換算差額等合計	△ 6,299	△ 8,501
純資産合計	6,386,650	6,866,203
負債・純資産合計	7,430,593	8,012,717

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬	8,637,673		8,619,288	
運用受託報酬	108,227		126,038	
営業収益合計	8,745,901		8,745,326	
営業費用				
支払手数料	※1 4,414,750		※1 4,301,606	
広告宣伝費	123,104		67,247	
公告費	2,520		2,744	
受益証券発行費	95		—	
調査費	835,300		898,998	
調査費	85,751		87,937	

委託調査費	747,629	809,173
図書費	1,918	1,887
営業雑経費	650,397	640,623
通信費	10,735	11,303
印刷費	164,695	152,354
協会費	9,726	10,102
諸会費	594	594
情報機器関連費	429,265	433,365
その他営業雑経費	35,380	32,903
営業費用合計	6,026,169	5,911,221
一般管理費		
給料	1,313,847	1,315,974
役員報酬	34,470	38,295
給料・手当	1,098,871	1,062,048
賞与	180,505	215,631
退職給付費用	52,327	63,772
役員退職慰労金	1,980	—
福利費	148,136	156,648
交際費	1,771	1,350
旅費交通費	43,688	31,880
租税公課	17,962	17,981
不動産賃借料	238,033	238,033
寄付金	3,745	7,972
減価償却費	58,878	57,385
敷金償却	—	2,804
諸経費	101,459	91,394
一般管理費合計	1,981,829	1,985,197
営業利益	737,901	848,907

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	1,046	1,280
有価証券利息	257	—
受取利息	※1 6,564	※1 14,783
投資有価証券売却益	1,179	756
その他	3,344	1,877

営業外収益合計		12,393	18,697
営業外費用			
投資有価証券売却損		12,836	480
固定資産除却損	※2	1,136	—
その他		820	242
営業外費用合計		14,794	722
経常利益		735,501	866,883
特別損失			
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額		—	6,776
特別損失合計		—	6,776
税引前当期純利益		735,501	860,106
法人税、住民税及び事業税		333,431	377,534
法人税等調整額		△ 30,837	△ 29,183
法人税等合計		302,594	348,350
当期純利益		432,906	511,755

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	47,500	50,500
当期変動額		
剰余金の配当に伴う積立	3,000	3,000
当期変動額合計	3,000	3,000
当期末残高	50,500	53,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	4,100,000	5,100,000

当期変動額		
別途積立金の積立	1,000,000	—
当期変動額合計	1,000,000	—
当期末残高	5,100,000	5,100,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	1,542,542	942,449
当期変動額		
剰余金の配当	△ 33,000	△ 33,000
当期純利益	432,906	511,755
別途積立金の積立	△ 1,000,000	—
当期変動額合計	△ 600,093	478,755
当期末残高	942,449	1,421,205
利益剰余金合計		
前期末残高	5,690,042	6,092,949
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,092,949	6,574,705
株主資本合計		
前期末残高	5,990,042	6,392,949
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	432,906	511,755
当期変動額合計	402,906	481,755
当期末残高	6,392,949	6,874,705

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△ 24,962	△ 6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	△ 2,202
当期変動額合計	18,662	△ 2,202
当期末残高	△ 6,299	△ 8,501

評価・換算差額等合計

前期末残高	△ 24,962	△ 6,299
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	△ 2,202
当期変動額合計	18,662	△ 2,202
当期末残高	△ 6,299	△ 8,501
純資産合計		
前期末残高	5,965,080	6,386,650
当期変動額		
剰余金の配当	△ 30,000	△ 30,000
当期純利益	432,906	511,755
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	18,662	△ 2,202
当期変動額合計	421,569	479,553
当期末残高	6,386,650	6,866,203

重要な会計方針

項目	期別 前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準 及び評価方法	其他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価 法によっております。（評価差額は、全 部純資産直入法により処理し、売却原価 は、移動平均法により算定してござい ます。） 時価のないもの 移動平均法による原価法によってお ります。	其他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2 固定資産の減価償却の 方法	有形固定資産 定率法によっております。 無形固定資産 定額法によっております。 ただし、ソフトウェア（自社利用分）につ いては、社内における利用可能期間（5年）に 基づく定額法によっております。	有形固定資産 同 左 無形固定資産 同 左
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給 見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職に伴う退職金の支給に備 えるため、当期末における簡便法による 退職給付債務の見込額に基づき、当期末 において発生していると認められる額を 計上しております。	(1) 賞与引当金 同 左 (2) 退職給付引当金 同 左

4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同 左
---------------------------	--	-----

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
—	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、当事業年度の営業利益及び経常利益が2,804千円減少し、税引前当期純利益が9,581千円減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)												
※1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建 物</td><td>38,352千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>96,447千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>134,799千円</td></tr> </table>	建 物	38,352千円	器具備品	96,447千円	計	134,799千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建 物</td><td>49,316千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>113,320千円</td></tr> <tr> <td>計</td><td>162,636千円</td></tr> </table>	建 物	49,316千円	器具備品	113,320千円	計	162,636千円
建 物	38,352千円												
器具備品	96,447千円												
計	134,799千円												
建 物	49,316千円												
器具備品	113,320千円												
計	162,636千円												
※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>3,498,856千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>353,462千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>119,557千円</td></tr> </table>	預金	3,498,856千円	未払手数料	353,462千円	未払費用	119,557千円	※2 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>預金</td><td>3,477,508千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>333,570千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>123,687千円</td></tr> </table>	預金	3,477,508千円	未払手数料	333,570千円	未払費用	123,687千円
預金	3,498,856千円												
未払手数料	353,462千円												
未払費用	119,557千円												
預金	3,477,508千円												
未払手数料	333,570千円												
未払費用	123,687千円												

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)								
※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>4,065,257千円</td></tr> <tr> <td>受取利息</td><td>1,030千円</td></tr> </table>	支払手数料	4,065,257千円	受取利息	1,030千円	※1 関係会社に対するものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>支払手数料</td><td>3,761,890千円</td></tr> <tr> <td>受取利息</td><td>6,579千円</td></tr> </table>	支払手数料	3,761,890千円	受取利息	6,579千円
支払手数料	4,065,257千円								
受取利息	1,030千円								
支払手数料	3,761,890千円								
受取利息	6,579千円								
※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>器具備品</td><td>1,136千円</td></tr> </table>	器具備品	1,136千円							
器具備品	1,136千円								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	—	—	6,000

２．自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成21年3月31日	平成21年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	利益剰余金	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

１．発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式（株）	6,000	—	—	6,000

２．自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

３．当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	30,000	5,000	平成22年3月31日	平成22年6月29日

４．基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

- (1) 配当金の総額 30,000千円
- (2) 配当金の原資 利益剰余金
- (3) 1株当たり配当額 5,000円
- (4) 基準日 平成23年3月31日
- (5) 効力発生日 平成23年6月29日

（リース取引関係）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成22年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	5,642,056	5,642,056	—

(2)未収委託者報酬	942,664	942,664	—
(3)投資有価証券 その他有価証券	46,016	46,016	—
(4)未払金	(520,453)	(520,453)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	5,642,056	—	—	—
未収委託者報酬	942,664	—	—	—

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクはきわめて低いものと考えております。また、投資有価証券は非上場株式と投資信託であり、投資信託については四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

売上債権の管理については、社内規程を定め、随時確認を行うなどの管理を行っております。なお、未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスクはきわめて低いものと考えております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、社内ガイドラインにて投資限度額や運用ルール（処分基準）を定めてお

り、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成23年3月31日（当社の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1)現金及び預金	6,223,302	6,223,302	—
(2)未収委託者報酬	953,916	953,916	—
(3)投資有価証券 其他有価証券	39,590	39,590	—
(4)未払金	(495,343)	(495,343)	—

(*)負債に計上されているものについては、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

(1)現金及び預金、及び(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、投資信託は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）非上場株式（貸借対照表計上額199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

（注3）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	6,223,302	—	—	—
未収委託者報酬	953,916	—	—	—

（有価証券関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	5,362	6,387	1,025
小計	5,362	6,387	1,025
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	51,275	39,628	△ 11,646
小計	51,275	39,628	△ 11,646
計	56,637	46,016	△ 10,621

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
74,035	1,179	12,836

当事業年度（平成23年3月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

区分	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
その他	3,000	3,075	75
小計	3,000	3,075	75
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
その他	50,925	36,515	△ 14,409
小計	50,925	36,515	△ 14,409
計	53,925	39,590	△ 14,334

（注）非上場株式（貸借対照表計上額 199,500千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：千円）

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
7,639	756	480

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社はデリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。 2. 退職給付債務及びその他のに関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>122,901千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>122,901千円</td></tr> </table> (1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (2) 当社の退職給付債務は退職一時金のみです。 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>52,327千円</td></tr> </table> (1) 当社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。 (2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額13,326千円を含んでおります。 4. 退職給付債務等の計算基礎 当社は簡便法を採用しておりますので、基礎率等については、記載しておりません。	退職給付債務	122,901千円	退職給付引当金	122,901千円	退職給付費用	52,327千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務及びその他のに関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>171,115千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>171,115千円</td></tr> </table> (1) 同左 (2) 同左 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付費用</td><td>63,772千円</td></tr> </table> (1) 同左 (2) 金額には確定拠出年金への掛金支払額13,307千円を含んでおります。 4. 退職給付債務等の計算基礎 同左	退職給付債務	171,115千円	退職給付引当金	171,115千円	退職給付費用	63,772千円
退職給付債務	122,901千円												
退職給付引当金	122,901千円												
退職給付費用	52,327千円												
退職給付債務	171,115千円												
退職給付引当金	171,115千円												
退職給付費用	63,772千円												

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)																
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>未払事業税</td><td>15,392千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>28,726千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>50,008千円</td></tr> <tr> <td>有価証券評価差額</td><td>4,321千円</td></tr> </table>	未払事業税	15,392千円	賞与引当金損金算入限度超過額	28,726千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	50,008千円	有価証券評価差額	4,321千円	1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 (繰延税金資産) <table> <tr> <td>未払事業税</td><td>17,667千円</td></tr> <tr> <td>賞与引当金損金算入限度超過額</td><td>32,484千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金損金算入限度超過額</td><td>69,626千円</td></tr> <tr> <td>有価証券評価差額</td><td>5,832千円</td></tr> </table>	未払事業税	17,667千円	賞与引当金損金算入限度超過額	32,484千円	退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626千円	有価証券評価差額	5,832千円
未払事業税	15,392千円																
賞与引当金損金算入限度超過額	28,726千円																
退職給付引当金損金算入限度超過額	50,008千円																
有価証券評価差額	4,321千円																
未払事業税	17,667千円																
賞与引当金損金算入限度超過額	32,484千円																
退職給付引当金損金算入限度超過額	69,626千円																
有価証券評価差額	5,832千円																

その他 繰延税金資産 合計	1,025千円 99,475千円	その他 繰延税金資産 合計	4,558千円 130,169千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。		同左	

(持分法損益等)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
該当事項はありません。	同左

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

(関連情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	住友信託 銀行(株)	大阪市 中央区	342,037	信託業務 及び銀行 業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	4,065,257	未払 手数料	353,462
							投資助言費用 の支払	609,879	未払費用	119,557

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の
子会社等

該当事項はありません。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

住友信託銀行株式会社（東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の被所有 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	住友信託 銀行(株)	大阪市 中央区	342,037	信託業務 及び銀行 業務	直接30%, 間接70%	営業上の取引 役員の兼任	投信販売 代行手数料	3,761,890	未払 手数料	333,570
							投資助言費用 の支払	692,451	未払費用	123,687

（注） 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 投信販売代行手数料

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

② 投資助言費用

各助言案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

（イ）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（ウ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

該当事項はありません。

（エ）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

住友信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,064,441円67銭	1株当たり純資産額	1,144,367円30銭
1株当たり当期純利益	72,151円14銭	1株当たり当期純利益	85,292円63銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		同左	

（注） 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益	432,906千円	511,755千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	432,906千円	511,755千円
期中平均株式数	6,000株	6,000株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (イ) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (ロ) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (ハ) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（ニ）および（ホ）において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (ニ) 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (ホ) 前記（ハ）および（ニ）に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (イ) 委託者の定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

- (ロ) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者および本ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される

事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

①住友信託銀行株式会社（受託者および指定販売会社）

1)資本金の額

平成23年3月末日現在 342,037百万円

2)事業の内容

銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）にもとづき信託業務を営んでいます。

②株式会社SBI証券（指定販売会社）

1)資本金の額

平成23年3月末日現在 47,937百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

③楽天証券株式会社（指定販売会社）

1)資本金の額

平成23年3月末日現在 7,495百万円

2)事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（イ）受託者は、以下の業務を行います。

- ①投資信託財産の保管・管理
- ②投資信託財産の計算
- ③投資信託財産に関する報告書の作成
- ④その他前記の業務に付随する業務

（ロ）指定販売会社は、以下の業務を行います。

- ①受益権の募集・販売の取扱い
- ②追加設定の申込受付事務
- ③受益者に対する収益分配金の再投資事務
- ④受益者に対する一部解約等の事務
- ⑤受益者に対する受益権の買取
- ⑥受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- ⑦受益者に対する運用報告書の交付
- ⑧その他前記の業務に付随する業務

指定販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

3【資本関係】

受託者および指定販売会社である住友信託銀行株式会社は、委託者である住信アセットマネジメント株式会社の株式を1,800株保有しております。（発行済株式総数に対する比率は30%です。）

その他の前記関係法人と委託者との間に資本関係はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

設立年月日：平成12年6月20日

資本金の額：51,000百万円（平成23年3月末日現在）

業務の概要：銀行法にもとづき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にもとづき信託業務を営んでいます。

第3【参考情報】

本ファンドについては、当該計算期間において次の書類を提出しています。

提出年月日	書類名
平成22年8月27日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年5月27日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任

社員 公認会計士 石井 勝也 ⑩

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている 生物多様性企業応援ファンドの平成22年8月2日から平成23年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、生物多様性企業応援ファンドの平成23年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

住信アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6月27日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 井 勝 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月29日

住信アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 壁 谷 恵 嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている住信アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住信アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。